

中間報告 ごみ減量対策調査特別委員会

ただいまより、ごみ減量対策調査特別委員会の中間報告を申し上げます。

本委員会は、「持続可能な循環型社会の実現に向け、ごみ減量対策の在り方について、集中的に調査研究を行うこと」を目的として、令和3年5月臨時会において設置されました。また、本日までに6回の委員会を開催し、ごみの発生抑制や資源化促進に関すること、ごみ処理手数料に関すること、ごみの適正処理に関すること、ごみ減量の啓発に関すること、ごみの出し方に関することなどについて執行者より報告を受け、本市におけるごみ減量対策の在り方について、調査、研究を行ってまいりました。

はじめに、昨年6月16日に開催した委員会につきましては、執行者からは、ごみ減量対策の概要のことについて報告を受け、委員からは、生ごみ処理槽等を利用したごみの減量化のこと、ごみ袋値上げの考え方のこと、プラスチック資源循環促進法により自治体の努力義務とされた容器包装以外のプラスチック回収のことなどについて質疑、意見がありました。

また、委員のみで、家庭におけるごみ減量の取り組み方法と課題について協議を行いました。

続いて、7月15日に開催した委員会につきましては、委員のみの出席により、ごみ減量対策のことについてを議題として、ごみ減量の必要性和重要性を市民や事業者に浸透させることのできる情報発信の方法のこと、水切り、食べ切り、使い切りによる3切り運動を始めとした効果的なごみ減量の考え方のこと、リサイクルの推進と並行して、ごみ自体を発生させない取り組みを促進する施策展開のことなどについて協議を行い、特別委員会における調査研究事項として執行者へ状況説明を求めることといたしました。

また、7月30日に、クリーンプラザおよびリサイクルプラザにおいて、施設の稼働状況とごみの処理工程等について確認いたしました。

続いて、9月3日に開催した委員会につきましては、ごみ減量啓発動画作製のことについての報告を受けるとともに、調査研究事項への状況説明を受け、事業者に対する事業系ごみの搬出方法の周知徹底のこと、ごみがクリーンプラザへ搬入される前に資源化することの有用性のこと、民間資源回収の利用促進のこと、落ち葉や剪定枝^{せんていし}を可燃ごみとしない処分方法と市民周知のことなどについて質疑、意見がありました。

また、委員のみで、ごみ減量対策の今後のことについて協議を行い、委員からは、ごみ減量対策を事業系と家庭系の両側面からアプローチする重要性のこと、炉への負担軽減を勘案し、分別により燃えるごみを減量する考え方のこと、生ごみの水切りを徹底すること、生ごみ処理槽等の活用と設置補助金の周知のこと、家庭用のペットボトルの専用回収袋および容器包装プラスチック用ごみ袋の作製・利用によるリサイクル推進の考え方のことなどについての意見がありました。

続いて、１１月１１日に開催した委員会につきましては、執行者からは、太田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正のこと、年末年始のごみ収集と受け入れ業務のことについての報告を受け、委員からは、紙おむつの再資源化のこと、事業系ごみの再資源化の啓発とインセンティブ付与のこと、資源ごみのステーション回収の回数を増やすことでリサイクル推進を図ることへの考え方のことなどについて質疑、意見がありました。

続いて、１２月９日に開催した委員会につきましては、１２月定例会の本会議にて本特別委員会に付託された、太田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、付託事件審査を行いました。委員からは、ごみ袋値上げによるごみ減量の効果のこと、ごみ袋の値上げによる増収分について、その用途と生ごみ処理槽等設置助成金増額への活用に対する考え方のこと、ごみ排出量の削減目標の設定のこと、増加するごみ処理経費とその市民周知の必要性のこと、紙おむつを使用する子育て世帯等への配慮のこと、ごみ減量化に向けた１市３町の連携のことなどについて質疑、意見がありました。

続いて、２月２日に開催した委員会につきましては、執行者からは、令和３年度のごみ減量に向けた事業実施報告のこと、令和４年度のごみ減量に向けた事業実施のことについての報告を受け、委員からは、外国人へのごみの出し方の周知に関し、６か国語で作製されたごみ減量啓発動画を活用すること、４月から値上げとなるごみ袋の在庫不足への対応のこと、最終処分場の残余年数を勘案したごみ減量対策の考え方のこと、ポイント付与等を活用した紙ごみなどの資源ごみ回収のシステムづくりのことなどについて質疑、意見がありました。

以上、５月臨時会における本委員会の設置から、本日までの活動状況についてご報告申し上げましたが、令和元年度の一般廃棄物処理量の推移を見ますと、群馬県は排出量の少ない順から数えて全国で３９位、１人１日当たりの排出量は９８９グラムであり、さらに本市においては県内で３５市町村中２２位、１人１日当たりの排出量は１，００４グラムと、ごみの排出量の多さが顕著となっております。環境負荷や処理コスト等の

面から見ても、ごみの減量は急務であり、その加速に向けた有効な手法の検討やごみ減量やリサイクルに対する意識の醸成が求められています。

ごみの減量について、家庭でできる有効な手段は、生ごみの水切りや、食事の食べ切り、食材等の使い切りと言われています。家庭における少しの努力で減量につなげることが可能となることから、市民一人一人のごみ減量に向けた意識付けが大変重要になると思われます。既にホームページや広報等を通して周知はされているものの、これまで以上にごみの分別方法や発生抑制等について周知徹底を図るとともに、生ごみ処理槽等の導入を促進するための補助事業の周知も併せて推進していくことも不可欠であります。また、実際にクリーンプラザ等の現場を見学するなど、現状を理解してもらうことでも意識の向上につながるものと考えます。

併せて、事業系ごみへの対策についても重要な観点であります。循環型社会構築への寄与を促す施策を行っていくことが、さらなるごみ減量に結びつくものと考えます。

さらに、本年4月からは、もえるごみ用指定袋（大）の価格が10枚入り150円から200円に値上げとなります。これにより、これまで45リットルごみ袋を使用していた家庭が、価格の据え置かれた30リットルごみ袋に切り替えるために、ごみ減量に努めるといった効果も期待されています。ごみ袋の値上げにより、市民の間にごみの減量について考える機運も高まることから、この機会に改めてごみの減量や分別の方法等について積極的な広報活動を図ることも有効であり、また、新たな施策を展開する機会でもあると考えます。

これまで、本委員会でも活発な協議が行われ、多様な観点からごみ減量に対する意見や提案が出されました。また、今年度開催された市民会議からもさまざまな意見が出されたことと思います。それらの意見等について、今一度その有効性や実施の可否等について精査し、事業の見直しや新たな施策の展開に積極的に取り入れていくことも肝要であります。

今後も委員会として、ごみの排出抑制に向けて市民の意識向上を図るため、市民目線に立った事業展開を模索するとともに、持続可能な循環型社会の実現に向け、さらなる調査研究を続けてまいりたいと考えております。

執行者におかれましても、本市が一丸となってごみの減量化に向けて突き進めるよう、家庭だけでなく事業者に対してもごみ減量やリサイクル推進の意義について周知徹底を図っていただくとともに、行政のみならず、市民や事業者が共に本市のごみ減量を喜ぶことのできるような対策を講じていただきますよう、今後のさらなる努力をお願い申し上げます。中間報告とさせていただきます。